

大和市告示第21号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、次の事業所に係る指定障害児相談支援事業者を指定した。

令和6年2月9日

大和市長 古谷田 力

(1) 事業所番号	1473000675
(2) 指定障害児相談支援事業所の名称及び所在地	t o i r o 桜ヶ丘 大和市福田二丁目3番12号 ヴィラ・シャルマン1A号室
(3) 指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名	アンダンテミライ株式会社 横浜市港北区新横浜二丁目6番地13 新横浜ステーションビル7階 代表取締役 畠山 大志郎
(4) 指定年月日	令和6年2月1日
(5) 主たる対象とする障がいの種類	児童福祉法第4条第2項に規定する障害児の障害等